

山口県食品ロス削減推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 食品廃棄物の排出抑制・減量化を進めるため、食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。以下同じ。）削減の実践活動を推進する山口県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食品ロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) 食品ロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) 食品ロス削減に関する普及啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、学識経験者並びに事業者、消費者及び行政機関の実務者からなる別表1に掲げる委員で組織する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる委員で組織する。

2 幹事会は、事務局が招集し、協議会に付議すべき事項の事前調査・協議、その他食品ロス削減に関する必要な事項について検討、協議する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

別表1 (第3条関係)

分野	団体等名称
学識経験者 (2)	山口県立大学
	やまぐち県民活動支援センター
生産・製造 (6)	全国農業協同組合連合会山口事務所
	山口県漁業協同組合
	山口県食品産業協議会
	あさひ製菓株式会社
	MCフーズスペシャリティーズ株式会社
深川養鶏農業協同組合	
流通・小売・外食 (18)	一般社団法人山口県食品衛生協会
	山口県生活協同組合連合会
	山口県容器包装廃棄物削減推進協議会
	山口県飲食業生活衛生同業組合
	山口県旅館ホテル生活衛生同業組合
配送 (2)	ヤマト運輸株式会社 山口主管支店
	佐川急便株式会社 山口営業所
スーパー (2)	生活協同組合コープやまぐち
	株式会社丸久
飲食店 (7)	さざん亭
	和風処 鐘楼亭
	キッチンあさくら
	みちしお
	旬彩ダイニング 金の鈴
	お食事処 わらじ
道の駅「螢街道西ノ市」お食事処万作	
旅館等 (2)	岩国シティビューホテル
	西の雅常盤
消費者 (8)	山口県消費者団体連絡協議会
	山口県地域消費者団体連絡協議会
	山口県食生活改善推進協議会
	山口県栄養士会
	山口県エコキャンパス取組促進協議会
	山口県PTA連合会
	NPO法人 あっと
	NPO法人 フードバンク山口
行政	国(1)
	県(1)
	市町 (19)
計(55)	

別表2 (第5条関係)

分野	団体等名称
学識経験者(1)	山口県立大学
生産・製造(1)	山口県食品産業協議会
流通・小売・外食 (5)	一般社団法人山口県食品衛生協会
	山口県生活協同組合連合会
	山口県容器包装廃棄物削減推進協議会
	山口県飲食業生活衛生同業組合
	山口県旅館ホテル生活衛生同業組合
消費者 (2)	山口県消費者団体連絡協議会
	山口県地域消費者団体連絡協議会
市町(4)	宇部市、山口市、長門市、周南市
計(13)	